

知的障害児（者）への支援・取組にかかる海外事例 調査対象国：フランス

1 調査対象国での知的障害児（者）の認定基準について

インターネット上において、知的障害者の定義に関する一般的な情報として WHO 等の基準が紹介されているものの、国及び地方自治体が知的障害児（者）の認定のために採用している基準として公表されているものはない。また、グレーゾーンについても情報は見当たらない。

2 調査対象国での知的障害児（者）（グレーゾーンを含む）への支援内容

障害者が支援を受けるためには、障害の種類如何に関わらず、一般医や精神科医など医療関係者に障害の程度を診断してもらわなければならない。障害者はその診断書を他の必要書類とともに各県に設置されている県障害者センター（Maison départementale des personnes handicapées, 略称 MDPH）に提出して、支援の申請手続きを行う。県障害者センターの障害者権利・自立委員会（Commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées, 略称 CDAPH）は、その診断結果に基づき、障害の度合いと障害者のニーズに応じた支援を決定する。障害者権利・自立委員会は、県、国、社会保障機関、労働組合、生徒の保護者の会、障害者団体及び県障害者諮問評議会の代表で構成される。

障害者福祉に関して権限を有する自治体は県であり、県の管轄下に置かれた公益団体である県障害者センターは、障害者のワンストップ相談窓口として、障害者の年齢、状況に関わらず、日常生活のあらゆる側面において障害者の支援を図るための組織である。同センターは障害者及びその保護者に対する情報提供、相談、障害を補完するために必要な支援の判定、支援給付金の支給、就学や就職に関する進路オリエンテーション、支援に関する決定のフォローアップ、障害者に関する紛争の調停及び和解をその活動とする。

障害者に対する主な支援として、以下のように様々なものがあるが、これらの支援の提供はあくまでも障害の種類、程度の判定により決定されるものであり、知的障害児（者）に特化したものではない。

- 障害者児童教育手当（家族手当公庫が 20 歳未満の障害者を持つ親に対して支給する家族手当であり、障害の程度により追加手当が支給される。）
- 成人障害手当（日常生活に必要な支出を賄うために家族手当公庫により支給される手当）
- 障害補完手当（住宅及び車両の改修、介護支援サービスの利用等、障害者の自立喪失を補完するために必要な経費に充てるための手当であり、県から支給されるもの）
- 介護付／介護なしの施設、一時的受け入れ施設又は就労している障害者用の寮への入所等の居住支援
- 社会住宅手当（他の住宅手当を受給していない障害者に対して、家賃の一部を補助するもの）
- 障害者の就学、就職、社会参入のためのオリエンテーション
- 障害労働者の認定（障害を有する労働者は、障害労働者として認定されることにより、雇用維持及び就職のための支援を受けることができる。）
- 駐車場や公共交通等を利用する際に提示する優先者カードの交付
- 自立した生活を送れる障害者に対する日常生活（行政手続、家計管理、就労、社会活動等）の支援

3 調査対象国において、知的障害児（者）（グレーゾーンを含む）が「犯罪加害者」にならないための支援の担い手には、どのようなものがあるか。また、それぞれの担い手が、どのような役割を果たし、どのような支援を行っているか。

インターネット上において、「知的障害者が健常者よりも「犯罪加害者」になる可能性が高い」という見解、それに関する情報は一切見当たらない。「犯罪加害者」になり得ると判断される知的障害者に対しては、県障害者センター等の知的障害者の支援に関わる組織、受入施設の関係者、障害者の後見人がそのような状況にならないように配慮していることが考えられるものの、知的障害児（者）が「犯罪加害者」にならないための支援の担い手がいるのか、また、それぞれの担い手が、どのような役割を果たし、どのような支援を行っているのか、といった情報は一切ない。

なお、フランスの刑法典第 225-1 条には「出自、性別、家族状況、妊娠、身体的外見、外見から想像される又は実際に知られることとなった脆弱な経済状況、姓、居住地、健康状態、自立性の喪失、障害、遺伝的特徴、習慣、性的指向、性同一性、年齢、政治的信条、組合活動、（途中省略…） 2016 年 12 月 9 日法第 2016-1691 号（…）に定める内部告発、内部告発の支援あるいは内部告発者との関係、フランス語以外の言語の使用、また他の民族、国家、人種、宗教への実際又は推測上の帰属あるいは非帰属を理由として、自然人の間で行われる区別は、全て差別である」と規定されている。

また、国連人権高等弁務官事務所のサイトに掲載されている「障害者の権利委員会が、フランスにおいてはまだ人権に基づいたアプローチによる障害者のための取り組みがなされていないことについて遺憾を表明」と題する 2021 年 8 月 23 日付のプレスコミュニケには、「フランスは精神障害者を潜在的な犯罪者であるとはみなしていない。むしろ精神障害者の大半が被害者であると考える。」という一文が見られる。ここで言及されているのは知的障害者ではなく、精神障害者であるが、知的障害者に対しても同様であると考えられる[※]。なお、知的障害者が犯罪者に利用されて加害者となり得る（知的障害者が犯罪者の被害者になる）という視点から、知的障害者が受ける被害の種類として「知的障害者が騙されて犯罪に加担させられる被害」を調査したものの、情報は見当たらなかった。

※クレアパリ事務所の見解として、記載した刑法典の規定を踏まえると、フランスにおいては、知的障害者や精神障害者は「犯罪加害者」になり得ると想定、表明すること自体が差別になるのではないかと推察する。

4 調査対象国において、知的障害児（者）（グレーゾーンを含む）の福祉と刑事司法の連携の制度が存在しますか。存在する場合、その制度の内容について教えてください。

情報なし。

5 調査対象国において、知的障害児（者）（グレーゾーンを含む）が仮に「犯罪加害者」になってしまった場合、矯正施設（刑務所等）を退所した知的障害児（者）の支援に特化した入所型施設は存在しますか。存在する場合、その支援内容について教えてください。

障害者の入所型施設として、一般就労又は福祉的就労の障害労働者向け施設、多機能型施設（入所、レクリエーション活動及び医療行為を提供する施設）、重度障害者施設、一定の自立度を有する障害者向け施設、一時入所施設、複数の障害を併せ持ち、治療を必要とする障害者向け施設といった様々なものがあるが、矯正施設を退所した知的障害児（者）の支援に特化した入所型施設は見当たらない。

参考 URL :

- <https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/CEREMA,%20Handicaps%20mentaux,%20cognitif%20et%20spy,%20MAJ%20d'oct%202013.pdf>
- <https://pedagogie.ac-toulouse.fr/ash/system/files/2021-03/FICHE-RESSOURCES%20DEFICIENCE%20INTELLECTUELLE.pdf>
- <https://www.education.gouv.fr/handicap-trouvez-les-reponses-vos-questions-12500#:~:text=Il%20n'existe%20pas%2C%20en,conform%C3%A9ment%20%C3%A0%20l'article%20L.>
- <https://www.monparcourshandicap.gouv.fr/aides/le-depot-du-dossier-et-le-traitement-de-la-demande-par-la-maison-departementale-des-personnes>
- <https://handicap.gouv.fr/toutes-les-aides-financieres-pour-le-handicap>
- <https://www.ohchr.org/fr/press-releases/2021/08/experts-committee-rights-persons-disabilities-raise-questions-about-medical>
- <https://www.justifit.fr/b/actualites/acces-droit-personnes-handicapees/>
- <https://www.vie-publique.fr/eclairage/21845-la-protection-juridique-des-personnes-handicapees>